

Smart Small Speedy



エス

上 八 法

三省堂

三省堂編修所〔編〕

Smart
Small
Speedy

S
エス

六
法



三省堂編修所〔編〕

三省堂

はしがき

六法というと重くて厚いものというイメージがありますが、本書は「気軽に持ち歩けるハンディな六法」をコンセプトに編まれた六法です。

ハンディでありながら本書には、基本七法令と呼ばれる日本国憲法・行政法・民法・商法（会社法を含む）・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法を収録しています。これらの法令は、大学法学部の主要科目に位置づけられるほか、司法試験をはじめとする各種法律系国家資格をめざす受験者にとっても必須の法令です。

このスマートな六法を小脇に抱え、いつでもどこでも使っていたき、より一層法律に興味を持つ読者が増えることを願っています。

三省堂編修所

収録法令について

本書では、二〇二四年八月一日のうち、二〇二五年四月一日までに施行されることが確定、または見込まれるものを収録しています。

収録体裁及び省略について

別表はすべて省略しています。また、収録の都合上、ごく一部にレイアウトが官報と異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

S 六法／目次

日本国憲法	4
行政手続法	14
国家賠償法	29
行政不服審査法	30
行政事件訴訟法	51
行政代執行法	63
行政機関の保有する情報の公開に関する法律	64
民法	73
商法〔抜粋〕	227
会社法	246
民事訴訟法	594
刑法	679
刑事訴訟法	713

装丁＝やぶはな あきお

日本国憲法

①日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

②日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

③われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍

的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。④日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一条「天皇の地位、国民主権」天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条「皇位の継承」皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条「天皇の国事行為と内閣の責任」天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条「天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任」天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

②天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条「摂政」皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条「天皇の任命権」天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

②天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条「天皇の国事行為」天皇は、内閣の助言と承認により、

を定める。

第一条「基本的な人権の享有と本質」国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第二条「自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任」この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第三条「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第四条「法の下の平等、貴族制度の否認、栄典の限界」すべての国民は、法の下の平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第五条「公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙・秘密投票の保障」公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。②すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障す

国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
二 国会を召集すること。
三 衆議院を解散すること。
四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
七 栄典を授与すること。
八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
九 外国の大使及び公使を受け受けること。
十 儀式を行ふこと。

第八条「皇室の財産授受の制限」皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章 戦争の放棄

第九条「戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認」日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第一〇条「日本国民の要件」日本国民たる要件は、法律でこれ